

## 第59回 北九州市福祉有償運送運営協議会 議事録

日時:令和5年11月8日(水)9:30~11:40

場所:北九州市立福祉会館12階 121・122会議室

出席者:構成員9名(敬称略)

会長:岡田 和敏(西南女学院大学)、副会長:貞包 健一(北九州タクシー協会)、平野 研(北九州市都市交通政策課)、田代 久美枝(認知症・草の根ネットワーク)、赤松 賢人((代理)福岡運輸支局)、中村 朗(自交総連福岡地方連合会)、山田 浩美(NPO法人通院介護センター「さわやか」)、原口 文明(西鉄バス北九州株)、明石 卓也(北九州市地域福祉推進課)

(随員1名)渡邊(北九州市都市交通政策課)

(事務局)系長、平田(北九州市地域福祉推進課)

### 議題1-1 福祉有償運送の新規登録申請について

3団体(①NPO法人A、②NPO法人B、③医療法人C)から新規登録申請がなされた。各団体に出席してもらい事業計画等を説明してもらった上で、自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について協議を行い、協議の結果、継続審議となった。

#### 【事務局説明】

##### ○新規登録申請の審査の流れについて

・3団体の代表者に順番に出席してもらい、団体の概要、市民活動やボランティア育成に対する考え方、団体が想定する福祉有償運送の対象者及び福祉有償運送事業の実施を通じて実現したいことなどについて説明してもらう。

・質疑応答の後、申請団体の方には退席してもらい、協議に入る。

##### ○本市の福祉有償運送の必要性に関する背景情報について

・タクシーの運用状況は、法人タクシー、個人タクシーともに減少傾向となっている。

・本市の福祉有償運送の状況は、利用会員数は、令和5年の9月末時点では、令和4年度末に比べ100人程度増加している。また、延べ輸送人数は、ほぼ横ばいの状況。

・移動制約者となりうる方の人数について、総人口は減少傾向だが、特に75歳以上の人口は増加傾向で、要支援、要介護認定者数の人数も、高齢者人口の増加に伴い増加傾向。

・本市の高齢化率は、全国平均を上回っており、今後も増加が見込まれると同時に、75歳以上の後期高齢者の数も、令和12年ごろまでは増加すると見込まれている。

・障害のある方の人数、要支援・要介護認定者の人数を考慮すると、多くの移動ニーズはあると

考えられる一方で、現状の福祉有償運送の利用登録者数は、1300人程度であり、北九州市域内での福祉有償運送へのニーズは、充足しているとは言えない状況にあると思われる。

・福祉有償運送団体の登録については、移動需要の全体像を踏まえ、タクシーなどの交通機関と相互で住み分け、補い合う形が望ましいと考えている。

#### 【NPO 法人 A による説明】

- 現在活動している実施団体のひとつから、この事業の大部分を引き継いでほしいと依頼されたのがきっかけで新規参入することにした。
- 現在、店舗経営をして約5年弱になるが、高齢の客が多く、買い物に行けない方が非常に多い地域。その中で、配達の要望があり、無料で配達を行うことがある。
- 基本的には高齢者を中心とした病院等への送迎を中心に活動していきたい。
- まずは、現在の実施団体の事業を不足なくきちりと受け継ぐことを目指す。送迎スタッフも前の団体から5名引き継ぐ予定だが、さらに送迎スタッフとして参加可能な人が数名いる。

#### 《主な質疑応答》

Q. 旅客の範囲は要介護認定者のみか。買い物などの外出も対応するのか。

A. まずは現在の実施団体の利用者、約130人のうち約70人を引き継ぐ予定。きちんと引き継いだ上で、いずれは障害者も対象としたい。

Q. 現在の実施団体から引き継ぐに当たって、サポートは受けられるのか。

A. 現在の実施団体は全面的にサポートしてくれる予定である。

Q. ボランティア活動と事業運営のバランスが大事であるが、事業の継続性をどのように考えているか。

A. 現在の営利事業と福祉有償運送事業は別物と捉えている。スタッフを増やすことで黒字を目指し、非営利団体として子ども食堂などへの寄付を考えている。

Q. 営利事業と両立しながら、スタッフの確保をしていけるか。

A. スタッフについては、募集を出さなくても、自分たちがきちりやっていたら人は集まってくると思っている。

#### 【NPO 法人 B による説明】

○令和3年に障害のある方や家族に対して質の高いサービスができるようにとの目的のためNPO法人を設立。障害者のデイサービス事業等を行っている。

○事業所の利用者の家族から送迎の依頼があれば（無料で）行っているが、福祉有償運送事業としてやっていきたい。

○福祉有償運送の対象者は、当法人のサービス利用者に限定したい。特に、強度行動障害があり、

環境によって緊張する場面や場所、時間等があり、行動予測がし難いため、公共交通機関を使えないような方を対象に、家族に代わって移送したいと考えている。

○家族以外と外出するときはヘルパーを利用することとなっているが、公共交通機関の利用が原則のため、公共交通機関が利用できなければサービスが利用できない。福祉有償運送を利用して、そういう事例にも対応したい。

#### 《主な質疑応答》

Q. 運転ボランティアが1人では持続可能な活動は難しいのではないかと。また運送にかかわる時間は業務時間内なのか。

A. 基本的には業務時間外になると思うが、すべて1人に対応するのは難しいと思っている。当初は1名からスタートし、少しずつ増やしたい。

Q. 運転ボランティアは現在やっている事業の職員か。施設業務との重複は負担とならないか。

A. 職員を予定している。重複は負担になると思うが、日ごろからかわりがある者が空き時間に応援するようなイメージで考えている。

Q. 利用者を法人サービス利用者に限定するのか。

A. 最初は、身近にかかわっている人の支援からスタートしたい。

Q. 想定している利用者の状態は。

A. 強度行動障害がある人。同じことの繰り返しや予測が立つものはある程度うまくいくが、不規則な状況ではパニックになることがある。施設と自宅の送迎以外でも、日頃からかわっている人が付き添うことで安心感を与えながら、乗り越えられるよう支援したい。

#### 【医療法人Cによる説明】

○小児科の診療所から始まり、平成18年より医療法人として運営。

○平成20年に児童デイサービスの認可を受け、開設当初より、呼吸器を装着している医療的ケアが必要な子どもや、重度の障害を抱えている子どもを受け入れている。

○市民活動ボランティアは、活動を通して自己肯定感や、多くのことを得られると考えている。また、活動を通していろんな人たちと繋がることで、ともに支え合う地域社会づくりや共生できる社会を実現できる社会的意義のとても大きい活動だと思っている。

○障害の特性上、公共の交通機関を利用することが困難な方を対象とする。具体的には、自閉傾向が強い方や人混みに過敏な方、多動や奇声を発する方など、医療的ケアが必要であるため、公共の交通機関を利用することが困難な方、呼吸器を装着しており吸引等が必要な方としている。

○今回、教育委員会からの相談もあり、医療的ケアがあるために通学のバスに乗れない子どもの通学支援を行って、保護者の負担を軽減したい。また、障害特性や医療的なケアが必要なために、通院することが困難な子供や利用者の通院支援を行い、家族の負担を軽減したいと考えている。

《主な質疑応答》

Q.利用者の想定は障害児だけか。年齢制限はあるのか。

A.保護者の付き添いはあるが、子ども中心で考えている。年齢制限はない。介護保険の対象者は適用対象には考えていない。

Q.運転ボランティアは病院の送迎をしていた人か。講習は受講しているか。

A.病院の送迎をしていた人が福祉有償運送の運転ボランティアを行う。講習は1名しか受けていないが、次回講習で増やしたい。

Q.放課後デイサービスの送迎で使用していた車両を、福祉有償運送で使うことになるのか。ほかの送迎と時間が重複することはないか。

A.使う車両はそのとおり。時間の重複も考えられることではある。

Q.福祉有償運送事業を始めることで新しく提供できるサービスとは何か。

A.自宅から学校までの通学や通院を支援できるようになる。

Q.法人職員が運転するのであれば、福祉有償運送に携わる時間は勤務時間内か、時間外か。

A.基本的にはボランティアではなく、時間帯によって勤務時間内、時間外の両方があり得る。

【3 団体に関する協議(主な意見)】

○どの申請団体も、既存の公共交通では利用が困難な人を支援しようという姿勢は理解できる。

○どの団体も、既存の公共交通との住み分けができていられると思われる。

○既存の営利事業をしながら、福祉有償運送事業のボランティア活動をすることは「思い」だけでは現実には困難も多い。継続してやっていけるのか。

○現在活動している団体の事業を引き継ぐものについては、その活動イメージはしっかりしているが、安全性を含めて法人として事業の持続可能性を示してもらいたい。

○自らの施設利用者に限定して身近なところから始めたいという思いは理解できるが、今後の利用者の拡大などの道筋をつけてもらうことが、事業継続のためには必要なのではないか。

○運転ボランティアが1人の団体は、緊急時の対応ができないのではないか。

○運転ボランティアが従事する形態(業務時間内、業務時間外など)や今後の人員確保に課題がある。

○既存の事業に加えて福祉有償運送を行う上で、対応する職員の労働に関する課題が整理されている必要がある。

○現状では承認するには至らないという意見が多いため継続審議とし、課題と捉えた事項について、各団体に書面で回答をもらった上で、書面協議することとする。

### 議題1-(2) 福祉有償運送実施団体の更新登録申請について

事務局から、令和6年2月3日付けて更新登録が必要な1団体「特定非営利活動法人 にこり」について、団体から提出のあった更新申請に必要な書類の内容について説明を行い、構成員の意見及び承認を得た。

#### 【補足説明】

(事務局) 車両を増やす理由は、訪問看護等の利用者の方達がロコミ等で広められた結果、利用者が増えたことによる。2台追加のうち、1台は至急稼働させる必要があったため、10月の書面協議という形でさせていただいた。

### 議題1-(3) 運送の対価等の変更について

事務局から、福祉有償運送実施団体(1団体)の運送の対価等の変更について説明を行い、構成員の意見及び承認を得た。

#### 【質疑応答】

(構成員) 料金表に「にこりタクシー」と記載されている。タクシーと表記されると利用者も一般のタクシーと混乱するのではないか。タクシーというのは、道路運送法で一般旅客運送事業となり福祉有償運送とは法律上も別と区分されている。この料金表を利用者さん等がみると、一般的なタクシー料金がこれぐらいの値段だと誤解されかねない。タクシー表記は外した方が良い。

(構成員) 登録名にはタクシー表記はなかったと思う。通称名として利用をされている可能性があるが、やはりそれは先程の指摘のとおり誤解を生む場合があると思う。

(事務局) 登録証の写しでは「タクシー」との表記にはなっていないので、実施団体には改善するよう伝えておく。

(構成員) この団体は、運送の区域が北九州以外に中間市など複数あるが、その他の区域の協議会にも、価格の変更について申請を行っているのか。

(事務局) 事務局から特に連絡等はしていないが、団体からは各協議会へ申請していると思われる。

(構成員) 了解した。発着地が違うそれぞれの区域で、どこか一部だけ価格を変えてスタートするわけにはいかず、足並みを揃えていただく必要があるので確認をした。

### 議題1-(4) 北九州市福祉有償運送運営協議会 運送基準の改正等について

事務局が、令和5年8月施行の道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)(以下「規

則」という。)の改正等により車内の掲示規定の見直しがされたことに対応させるよう作成した、北九州市福祉有償運送運営協議会運送基準の改正案の説明を行い、協議のうえ構成員の承認を得た。

#### **議題2-(1) 福祉有償運送実施団体の変更に関する協議・報告事項について**

事務局から、福祉有償運送実施団体(8団体)の変更に関する協議・報告事項について説明を行い、構成員の承認を得た。

#### **議題 2-(2) 複数乗車について**

1団体から「複数乗車について」の4件の報告及び1件の協議依頼があり、旅客から収受する対価が基準を満たしているか、複数乗車の必要性があるかについて個別に協議を行い、合意を得て協議が調った。

#### **議題3 福祉有償運送実施団体の上半期報告について**

事務局から、福祉有償運送実施団体(9団体)の令和5年度福祉有償運送実施団体の上半期報告を行い、構成員の承認を得た。

以上。

**閉会**